

元職員の懲戒解雇にいたる経過の概要

1. 2023年3月末 病気療養のため欠勤との届出をしていた当館職員（入職2年目の学芸員＝以下、当該職員）に都内某所で専務理事（学芸員）が遭遇。翌日、原爆の凶丸木美術館（以下、丸木美術館）にて報告したところ、経理担当職員（理事兼任＝以下、経理担当職員）より、かねてより当該職員の関与する助成金の会計について不審な点があるとの報告を受ける。さらに総務担当職員（理事兼任＝以下、総務担当職員）からも、当該職員が通院・入院を理由とする欠勤が多いにもかかわらず健康保険の医療費の通知が一切届いていないとの報告を受ける。
2. 4月4日 閉館後に当該職員を含む全職員4名でミーティングを行い、虚偽欠勤とともに、助成金の出金に関する不正行為及び虚偽報告の疑念が高まったため、専務理事（学芸員）が当該職員に対し自宅待機と業務用PCの返却を指示。その後4月5日に監事、4月9日に理事長が当該職員と面談を行う。
3. 4月20日 緊急理事会開催。本件について調査委員会の設置を決議する。
4. 4月27日、外部の弁護士を含む「コンプライアンス問題調査委員会」を設置。
5. 7月18日、理事会は「コンプライアンス問題調査委員会」より報告を受けて、当該職員の弁明機会を設ける。当該職員が助成金の出金に関する不正行為及び虚偽報告の事実を認めたため、就業規則第27条第4項「故意又は重大な過失により法人に損害を与えた」との理由により懲戒解雇処分を決定する。
6. 7月27日 「コンプライアンス問題調査委員会」からの最終調査報告書が提出される。

調査報告書による本件の概要

- ・当該職員は、丸木美術館と外部団体との間に取引があったと装って偽造請求書及び領収書を複数回作成し、経理担当職員および総務担当職員に対して立替払いを行ったと虚偽の説明で誤信させ、自身名義の銀行口座に計164,900円を入金させた。
- ・当該職員は、助成金を活用して外部業者に業務を発注することを理由に経理担当職員および総務担当職員に仮払いを依頼し、あらかじめ助成の条件に設定されていた期間内に使い切れなかった余剰金991,506円を丸木美術館の口座に戻さず、自身の管理する銀行口座に入金するよう外部業者に指示し、実行させた。

追記

- ・いずれも当該職員は経理担当職員および総務担当職員に対し、助成金による出金であると報告していた。助成団体に対する会計報告は当該職員が担当していたが、実際に団体に提出した報告資料と丸木美術館に報告した会計の内容はかならずしも一致していないことが、その後の継続調査で判明している。
- ・「原爆の凶保存基金」として「原爆の凶」の保存、丸木美術館の改修計画のために募集している寄付金については、当該職員は取り扱いに関与しておらず、不正は行われていない。

その後の対応、再発防止対策について

- ・ 8月16日に東松山警察署に相談。10月17日に同署警部補が事実確認調査のため来館。現時点で捜査継続中とのこと。
- ・ 9月13日より10月12日にかけて、専務理事（学芸員）とともに代表理事、副理事長らが、当該職員が助成金の申請に関与した12団体を訪問し、報告と謝罪を行った。
- ・ 問題が発覚した時点で未報告だった助成金、不正行為が判明し修正報告が必要な助成金については調査を継続し、そのうち1団体からは不正行為が判明した助成金の返還請求と請求通りの弁済が行われる予定。
- ・ 2024年3月7日に理事会を開催し、監事の主導のもとに新たにまとめた金銭出納管理規程、寄付金等取扱規程、助成金等外部導入資金取扱規程を策定した。また、役員報酬規約の一部の改訂を行った。理事会では今後も継続して、再発防止のための諸規程やコンプライアンス体制の整備について討議を行う予定。
- ・ 理事会は、本件により現時点で丸木美術館が損害を受けたことが判明している1,695,170円を当該職員に請求することを決議した。

2024年3月12日
原爆の図丸木美術館